

改正石綿障害予防規則とその概要(1/2)



様々な健康被害を招くアスベスト（石綿）は、熱や摩擦に強い性質であることから、過去には建築物等の材料として使用されてきました。そこで今後ますます増加する石綿含有建材の解体工事において、労働関係者の健康影響を未然に防止することを目的に、平成 17 年に石綿障害予防規則（厚生労働省令第 21 号）が制定されました。その後、「建築物の解体等における石綿ばく露防止対策等検討会」において検討が行われ、そこで得られた知見を踏まえ、改正石綿障害予防規則及び改正石綿使用建築物解体等業務特別規定が平成 21 年 4 月 1 日より施行されました。

石綿障害予防規則改正の概要

- ① 建築物解体等の作業を行う際に、石綿則第 3 条に基づき実施した、石綿等使用の有無に関する事前調査結果概要等の掲示を義務化した
- ② 石綿等の切断作業を伴う保温材、耐火被覆材の除去作業に関しても、吹付け石綿と同様の措置が必要となった
- ③ 吹付け石綿除去作業時における、負圧除じん装置(集じん・排気装置)の設置が必要となった
- ④ 隔離解除(負圧解除)する際は、作業場所内の石綿等粉じん処理が必要となった
- ⑤ 隔離作業場所では電動ファン付き呼吸用保護具等の使用が義務付けられた
- ⑥ 鋼製船舶の解体作業についても、建築物同様の措置が必要となった

石綿使用建築物解体等業務特別規定の改正概要

- ① 喫煙の影響(中皮腫リスクとの関連)及び船舶解体等の作業方法を追加
- ② 特別教育の規定時間 4 時間のうち、保護具の使用方法について、教育を行うべき最低限の時間を 1 時間に延長

○建築物等の解体等に係る主な対策(主に事業主)

- ・ 解体工事等の発注時における情報提供
- ・ 事前調査、掲示
- ・ 特別教育
- ・ 作業主任者の選任
- ・ 作業計画の策定
- ・ 届出
- ・ 隔離・立入禁止等の措置
- ・ 保護具の着用
- ・ 湿潤化
- ・ 付着物の除去、隔離措置の解除

■事業内容■

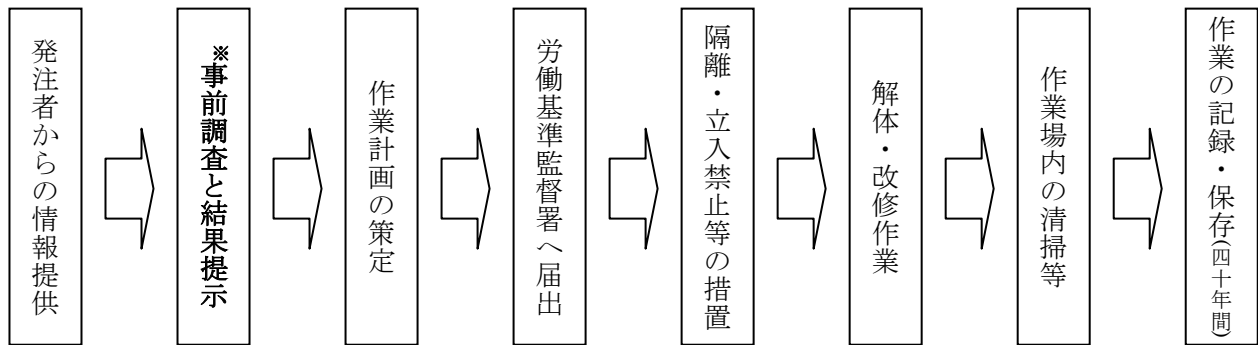
- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ダイオキシン類に係る濃度量証明
- ③ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ④水道法第 20 条に基づく水質検査
- ⑤土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査
- ⑥労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑦アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑧EU規制物質の化学分析



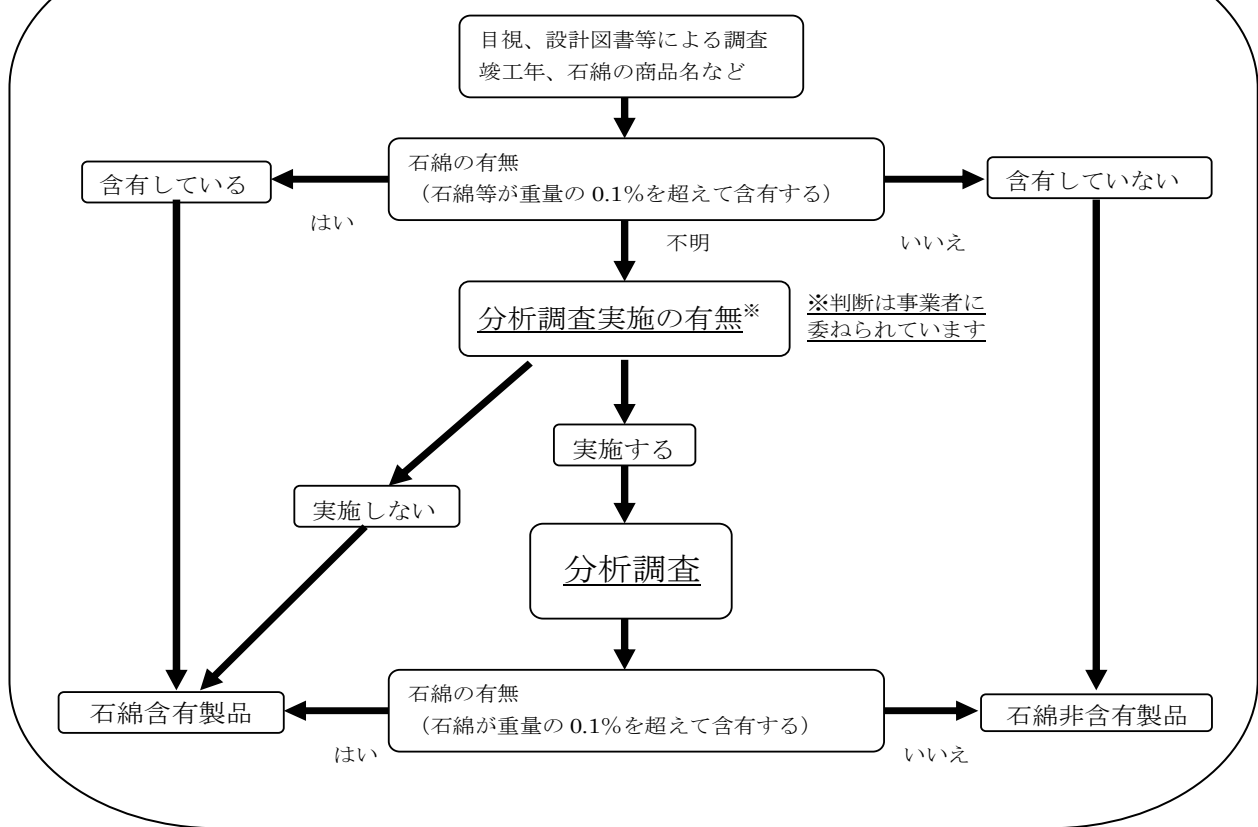
改正石綿障害予防規則とその概要 (2/2)



○ 石綿障害予防規則における建築物解体等の作業の流れ



事前調査の流れ(石綿則第3条)



※事前調査において石綿の使用が認められなかった場合は、石綿暴露防止対策は不要です。

当社は、石綿障害予防規則第3条第2項に基づく事前調査が実施可能な分析機関として、(社)日本作業環境測定協会のホームページに掲載されていると共に、同協会作成の石綿分析に関する統一報告書による報告も行っております。

詳しくは、当社 **環境分析部 貝森、加藤(吉)** (フリーダイヤル0120-01-2590 内線318、346) までお気軽にお問い合わせ下さい。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ダイオキシン類に係る濃度計量証明
- ③ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ④水道法第20条に基づく水質検査
- ⑤土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査
- ⑥労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑦アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑧EU規制物質の化学分析

